

平成26年4月10日
京都市建設局建設企画部監理検査課

京都市公共物GIS再構築に関する受託候補者の公募について
(プロポーザル説明書)

京都市公共物GIS再構築に関する受託候補者の選定に当たり、公募型プロポーザル方式による企画競争選定を行いますので、次のとおり提案を募集します。

1 委託業務の目的

本市建設局では、国から譲与を受けた里道、水路等の維持管理業務や工事の進行管理機能等を円滑かつ効果的に実施するため「公共物GIS」を、平成17年度より京都市行政業務情報システム上で運用している。

公共物GISの現行サーバであるWindows Server 2003は、リース期間が平成27年3月までとなっているが、現行のGISエンジン（ジオベース、ドーン社）は次期サーバ（Windows Server 2008以降）に対応していない。

こうしたことから、本業務は、現行の公共物GISを次期サーバに対応するよう再構築するものである。

2 委託業務の内容

- (1) 件名
京都市公共物GIS再構築
- (2) 委託期間
契約締結日の翌日から平成27年3月31日まで
- (3) 委託内容
別紙1「京都市公共物GIS再構築に関するプロポーザル仕様書」（以下「仕様書」という。）
のとおり

3 契約上限額

金26,838,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

4 プロポーザルの参加資格

プロポーザルに参加できる事業者は、以下に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 京都市契約事務規則第4条第1項に規定する一般競争入札有資格者名簿又は同規則第22条第1項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登載されている者であること。
- (2) 国又は都道府県又は政令指定都市において、地理情報システム（GIS）の開発等に関する業務を受注した実績を有していること。ただし、本プロポーザルの公告の日前10年以内に業務を完了したものに限る。なお、ここでいう政令指定都市とは、上に掲げる業務を完了した時点で指定都市に区分されている地方公共団体に限るものとする。
- (3) プライバシーマーク制度又は情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度（ISMS）などによる情報セキュリティに関する資格を有していること。
- (4) 団体若しくはその代表者が契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (5) 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の3又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しないものでないこと。
- (6) 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- (7) 団体又はその代表者が京都市暴力団排除条例第2条第3号から第5号に該当する者でないこと。

5 応募手続等

プロポーザルに応募する者（以下「提案者」という。）は、次のとおり、参加表明書等及び企画提案書等を提出すること。（提出先は、後記「11 問合せ及び提出先」のとおり）

(1) 関連書類の交付及び供覧

プロポーザルに関する書類を、次のとおり交付及び供覧する。ただし、交付及び供覧する資料の一部には、機密として取り扱う情報を含むため、「京都市公共物GIS再構築に関する受託候補者の公募に関する文書、図画及び電磁的記録の取扱いについて（誓約書）」（様式1）に代表者（受任者がある場合はその受任者）、管理責任者の記名等及び押印のうえ、持参すること。

ア 交付期間：平成26年4月10日（木）から平成26年4月16日（水）まで

（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時までとする。ただし、正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所：後記「11 問合せ及び提出先」に同じ

ウ 交付書類

- (ア) 京都市公共物GIS再構築の業務受託候補者選定に係る実施要領
- (イ) 京都市公共物GIS再構築に関する受託候補者の公募について（本書）
- (ウ) 京都市公共物GIS再構築に関するプロポーザル仕様書（別紙1）
- (エ) 京都市公共物GIS再構築に関するプロポーザル企画提案書等作成要領（別紙2）

- (ア) 提案内容評価要領（別紙3）
- (カ) 提案内容評価表（別紙4）
- (キ) グループ一覧（別紙5）
- (ク) 参加表明書（様式2）
- (ケ) 会社概要（様式3）
- (コ) 企画提案書記載事項確認書（様式4）
- (サ) 見積書（様式5）
- (シ) 経費内訳書（様式6）

※ 交付書類（ア）、（カ）及び（キ）を除く。）のデータが必要な場合は、平成26年4月16日（水）午後5時までに後記「11 問合せ先及び提出先」に電子メールで問い合わせること。

エ 供覧期間：平成26年4月17日（木）から平成26年4月21日（月）まで
（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。閲覧時間は午前10時から正午、午後1時から午後3時、午後3時30分から午後5時30分のいずれかとする。）

オ 供覧場所：後記「11 問合せ及び提出先」に同じ

カ 供覧資料：GISマニュアル

キ 供覧資料の閲覧に関する注意事項

(ア) 閲覧が可能な者は、「(2) 参加表明書等の提出」に掲げる提出書類を提出した者に限る。

(イ) 閲覧は、一社につき2名以内、2時間以内とすること。

(ウ) 撮影は可とし、複写は不可とする。

(エ) 閲覧日程については、後記「11 問合せ先及び提出先」に電話又は来訪にて予約を行うこと。予約は、閲覧を希望する日の前日までに行うこと。なお、予約の希望は先着順に受け付ける。

(2) 参加表明書等の提出

次の書類を期限までに提出すること。

ア 提出書類

(ア) 参加表明書（様式2）

(イ) 会社概要（様式3）

イ 提出部数 2部

ウ 提出期限

平成26年4月10日（木）から平成26年4月16日（水）まで

エ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

(ア) 持参の場合、上記の期限（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）の午前9時から午後5時までに提出すること。ただし正午から午後1時までを除く。

(イ) 郵送の場合、書留郵便によることとし、上記の期限までに必着のこと。

(3) 企画提案書等の提出

別紙2「京都市公共物GIS再構築に関するプロポーザル企画提案書作成要領」に基づき、

次の書類を提出すること。

ア 提出書類

- (ア) 企画提案書
- (イ) 企画提案書記載事項確認書（様式4）
- (ウ) 見積書（様式5）
- (エ) 経費内訳書（様式6）

イ 提出部数

別紙2「京都市公共物GIS再構築に関するプロポーザル企画提案書作成要領」のとおり

ウ 提出期限

平成26年5月12日（月）から平成26年5月16日（金）まで

エ 提出方法

参加表明書等の提出に同じ。

(4) その他

ア この公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 失格となる参加表明書等、企画提案書等

参加表明書等又は企画提案書等が、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、失格とする。失格となった場合は、別途通知する。

- (ア) 提出方法、提出先及び提出期限が、指定した方法と異なるもの
- (イ) 指定した方法以外の表現手法が用いられているもの
- (ウ) 別紙3「提案内容評価要領」において、失格と規定するもの
- (エ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (オ) 本委託業務について本市が示した契約上限額を上回る価格で見積書を提出したもの
- (カ) 虚偽の記載が行われているもの

ウ 制約事項

- (ア) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (イ) 本市は、提出された書類は、事業者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。
- (ウ) 本市は、提出された書類は、事業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (エ) 本市は、提出された書類は、提出期限後の差替え及び再提出は一切受け付けない。
- (オ) 本市は、提出された書類は全て返却しない。
- (カ) 本市は、提出された書類の内容に関し、補足資料の提出等を求めることができる。

6 本件に対する質問期限及び回答

(1) 質問のできる者

本書及び仕様書等に対して質問のできる者は、前記「5 応募手続等」の参加表明書を提出した者とする。

(2) 質問期限

平成26年4月10日（木）から平成26年4月23日（水）午後5時まで

※ 質問期限後の質問は、一切受け付けない。

(3) 質問方法

後記「11 問合せ先及び提出先」へ電子メールで問い合わせることとし（様式は任意とする。）、面談又は電話での質問は一切受け付けない。

(4) 回答日及び回答方法

参加表明書の提出のあった者全員に対し、平成26年5月9日（金）までに、質問者を特定できる情報を削除したうえで、質問事項及びその回答を電子メールにより通知する。

7 企画提案書に関するプレゼンテーション

本市は、提出された企画提案書等の内容について、次のとおり提案者のプレゼンテーションを実施する。

(1) 実施時期

平成26年5月28日（水）

（時間は未定である。実施時期は変更することもあるため、詳細は別途通知する。）

(2) 実施場所

別途通知する。（京都市役所内の会議室を予定。）

(3) 注意事項等

ア プレゼンテーションは、管理技術者が行うこと。

イ 参加人数は5名以内とする。

ウ プレゼンテーションの実施時間は、60分以内とし、企画提案の説明時間は、30分程度、本市からの質問及びその回答時間は、30分程度とする。

エ プレゼンテーションに参加しなかった提案者は失格とする。

オ プレゼンテーションの方法は提案者の任意とする。ただし、企画提案するシステムのデモンストレーションは必ず行うこと。

カ プレゼンテーションに必要となるパソコン等は提案者が用意すること。プロジェクター及びスクリーンを本市で用意することを希望する場合は、事前に申し出ること。

8 受託候補者の選定に関する審査基準

別紙3「提案内容評価要領」及び別紙4「提案内容評価表」のとおりとする。

9 受託者の決定

(1) 受託候補者の決定

前記「8 受託候補者の選定に係る審査基準」に基づき、本市建設局技術審査委員会及び

受託候補者選定部会が、企画提案書等及びプレゼンテーションの内容について審査を行い、最も優れていた者を受託候補者に選定する。

(2) 審査結果の通知

ア 本市は、審査結果については、書面をもって通知する。(平成26年6月初旬頃発送予定)

イ 通知内容に疑義のある提案者が説明を求める場合は、通知を発送した日から5日間(市役所閉庁日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。))以内に書面で、京都市建設局建設企画部監理検査課まで提出すること。提出は持参によるものとし、郵便及び電送(電子メール、FAX等)によるものは認めない。

ウ 本市は、説明の求めがあった場合は、書面を受領した日から10日間(市役所閉庁日を除く。)以内に書面により回答する。

(3) 受託者の決定

本市は、仕様書、企画提案書等及びプレゼンテーションの内容に基づき、受託候補者と協議を行ったうえで、再度、仕様書の内容を定め、後日価格交渉を行い、仕様等契約内容について合意した場合は、契約を締結する。

なお、受託候補者と協議し、仕様等契約内容について合意しなかった場合は、契約を締結せず、次点候補者と同様の手続きを行う。

10 契約に関する基本的事項

受託者との契約においては、次の事項を基本とする。

(1) 契約金額

契約金額は、受託候補者の見積書提示価格に基づき、受託候補者と価格交渉を行ったうえで決定する。

(2) 契約内容

契約内容は、仕様書、企画提案書等及びプレゼンテーションの内容に基づき、受託候補者と協議のうえ再度、仕様書の内容を定め決定する。ただし、提案内容については、実現を確約したものとみなす。

(3) 契約期間

契約の期間は、契約締結日の翌日から平成27年3月31日までとする。

(4) 特約事項

ア 企画提案内容の実現に必要な追加費用及び別途費用は、全て受託者の負担とする。

イ 企画提案書等に記載された、平成27年度以降におけるシステムの運用保守に関する契約は、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定により競争入札参加停止を受けた場合等(ただし京都市契約事務規則の施行に関する要綱第2条第1項3号に掲げる場合のいずれかに該当する場合を除く)、特別な事情がない限り、受託者と随意契約を行う予定である。

ウ 企画提案書等に記載された、システムの保守等に関する契約は、次年度以降の契約金額を保証するものではなく、予算の範囲内において実施する。

(5) 再委託の禁止

受託者は、本業務の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本市が承認した場合はその限りでない。

(6) 契約保証金

免除する。

(7) 成果物の納入及び委託料の支払

受託者は、成果物を本市に納入する。本市は、成果物について検査を行い、検査に合格した成果物の引渡しを受けたときは、受託者の請求により、委託料を支払う。

(8) 進捗管理

本市は、適宜、進捗状況について評価を行う。その結果、契約の目的を達成することができないと判断したときは、途中で契約を解除することができる。ただし、利用可能な成果物があるときは、その成果物を検査のうえ、検査に合格した成果物の引渡しを受けることがある。そのときは、その成果物に相応する委託料を支払うものとする。

(9) 瑕疵担保責任

ア 本市は、成果物に瑕疵があるときは、受託者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補と共に損害（第三者に及ぼした損害を含む。）の賠償を請求することができるものとする。

イ 本市は、本市の定めた履行期限までに、受託者による瑕疵の修補が困難なため、契約の目的を達成することができないと認められるときは、契約を解除することができる。

ウ ア及びイは、契約目的物の瑕疵が支給品若しくは貸与品又は本市の指示により生じたものであるときは適用しない。ただし、受託者がその支給品若しくは貸与品又は指示が不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

エ ア、イ及びウによる瑕疵の修補、損害賠償の請求及び契約の解除は、引渡しを受けた日から3年以内に行うものとする。ただし、その瑕疵が受託者の故意又は重大な過失により生じたときは、当該請求を行うことができる期間は、10年とする。

11 問合せ先及び提出先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市建設局建設企画部監理検査課 荒木, 吉井

電話：075-222-3548

FAX：075-213-0149

メール：kanrikensa@city.kyoto.jp